

介護保険施設サービス利用時の食費・居住費(部屋代)の軽減制度 随時申請を受け付けます

介護保険施設サービスを利用したときの費用は、施設サービス費(利用料)の自己負担分(負担割合1割または2割)に加え、食費・部屋代・日常生活費を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により食費・部屋代の軽減(負担限度額認定)が受けられます。

7月31日までの。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課(市役所1階)で申請を行ってください。詳細は広報6月15日号3面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス】施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設)▼短期入所サービス(短期入所生活療養)▼介護・介護予防短期入所生活(療養)▼介護

【認定要件】次のすべてに該当すること。①世帯全員が住民税非課税であること②住民票上の世帯が異なる(世帯分離しているなど)場合の配偶者が住民税非課税であること③預貯金などの資産の合計額が、単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であること

随時申請を受け付けます

新たに施設サービスを受ける予定がある方、認定要件に当てはまらず更新申請を行わなかった方、または更新申請を行ったが認定結果が非該当であった方でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変更になり、認定要件に当てはまった時点で、申請を行うことができます。判定の結果、承認され該当した場合は、申請月の初日から認定が受けられます。詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

高額介護(予防)サービス費の一部見直しについて

高額介護(予防)サービスは月の初めから末日までの1カ月間に支払った介護サービス費の自己負担合計額が、負担上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

8月1日(火)から、第4段階(住民税課税世帯の方)の負担上限額が見直されます。

①月額負担上限額の引き上げ 第4段階の月額負担上限額が、3万7200円から4万4400円へ引き上げられます。②年間負担上限額の設定 世帯内のすべての被保険者(利用者ではない被保険者を含む)が1割負担の世帯は、年間の自己負担合計額に対し、新たに44万6400円の負担上限額を設定し、年間を通しての自己負担額が増えないようにします(3年間の時限措置)。8月1日(火)から30年7月31日(火)の自己負担額から。

高額介護(予防)サービスを既に申請して、第4段階に該当する方については、見直し内容に関するご案内を個別通知します。詳しくは介護福祉課 ☎470・7750へ。

東久留米ブランド 認定商品を募集します



東久留米ブランド ロゴマーク

市では、東久留米らしい特徴がある商品を「東久留米ブランド」として認定し、広く紹介する事業を市商工会へ委託し、実施しています。

同事業は、3年にわたり実施するもので、最終年の今回は「技術・工芸、サービス部門」を募集します。自薦他薦は問いません。選考を経て認定されたブランド商品には、認定証を交付し、認定セレモニーや冊子などで情報発信していきます。

【募集期間】8月1日(火)から31日(木)

詳細は決定次第、同ホームページ <http://www.e-kurumi.jp> でお知らせします。申し込みと詳しくは同会 ☎471・7577へ。

新しい農業委員が 決まりました

農業委員は、農地の利用や権利関係の調整・許可申請や農地に関する相談窓口、農業経営の合理化や農業生産の研究などを行う組織です。

6月6日に市議会の同意を得て、新しい農業委員が決定しました。任期は7月20日から32年7月19日の3年間で、農業委員会などに関する法律の改正に伴い、これまでの選

挙および選任から、推薦・応募に委員の選出方法が変わり、次の通り新たに14人の方が市長から任命を受けました。

【農業委員会委員】カッコ内は住所。◎は会長、○は会長職務代理者です。

◎中島哲(中央町)▼○小倉井勉(中央町)▼岸義幸(下里)▼栗原毅(南沢)▼吉田敏夫(中央町)▼齊藤恵

募集



市立小・中学校特別支援学級などの介助員(臨時職員)希望者の登録

市立小・中学校に設置している特別支援学級などで介助員を希望する方を登録します。

【任用期間】6カ月以内(更新の場合あり)。ただし、学校の長期休業中は任用しません

【勤務時間】1日6時間半以内(週5日以内)。ただし、学校によって勤務日数・勤務時間が異なります

【賃金】時給1200円(交通費相当額は別途支給)

申し込みは履歴書(写真貼付)と教員免許を持つ方は免許の写しを〒203-8555、市役所指導室宛て郵送または同室(市役所6階)へ直接持参してください。随時受け付けています。詳しくは同室特別支援教育係 ☎470・8032へ。



年金請求書の 手続き漏れはありませんか

法改正により、8月1日(火)から年金を受給するために必要な期間(保険料納付済等期間)が、25年から10年に短縮されました。これにより、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受給できる可能性がありますので、ご自身の資格期間を確認し、請求漏れがないようにしてください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を 振り込みます

4月～7月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当が8月15日(火)、特別児童扶養手当が8月10日(木)です。金融機関によっては入金が遅れる場合があります。

【賃金】時給1200円(交通費相当額は別途支給)

申し込みは履歴書(写真貼付)と教員免許を持つ方は免許の写しを〒203-8555、市役所指導室宛て郵送または同室(市役所6階)へ直接持参してください。随時受け付けています。詳しくは同室特別支援教育係 ☎470・8032へ。

子(東大和市桜が丘)▼海老沢義昭(南沢)▼横山幸男(浅間町)▼野崎博(柳窪)▼秋田英雄(南町)▼三沢栄(八幡町)▼貫井健一(東本町)▼齊木文治(本町)▼貫井光広(神宝町)

詳しくは農業委員会事務局 ☎470・7743へ。

30年4月1日(日)以降に採用する 市職員を募集します

募集職種などは、左表の通りです。申し込みは8月20日(日)採用予定日30年4月1日午前9時～午後1時、21日(月)午前9時～午後8時に、市所定の受験票と履歴書、1階「募集要項の配布」土曜・日曜日、祝日を除く8月1日(火)～18日(金)の午前8時～午後5時および申し込み受付期間に職員課(市役所4階)で

【一次試験】9月17日(日) 9時～11時

詳しくは同課 ☎470・7716へ。

市職員 募集職種・受験資格・募集人数など

職種と試験区分	受験資格など	募集人数
一般事務	I類 (大学卒程度)	昭和63年4月2日～平成8年4月1日に生まれた方
	II類 (短大卒程度)	平成2年4月2日～10年4月1日に生まれた方
	III類 (高校卒程度)	平成4年4月2日～12年4月1日に生まれた方
一般事務 (身体障害者)	I類 (大学卒程度)	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方で、昭和63年4月2日～平成8年4月1日に生まれた方
	II類 (短大卒程度)	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方で、平成2年4月2日～10年4月1日に生まれた方
	III類 (高校卒程度)	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方で、平成4年4月2日～12年4月1日に生まれた方
土木技術	I類 (大学卒程度)	昭和48年4月2日～平成8年4月1日に生まれ、土木(関連)学科を履修した方
建築技術	I類 (大学卒程度)	昭和48年4月2日～平成8年4月1日に生まれ、建築(関連)学科を履修した方
児童指導員 (心身障害児通園施設の指導員)		昭和53年4月2日以降に生まれ、児童指導員または保育士の資格を有する方
保健師		昭和48年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方

※いずれの職種も30年3月卒業見込み(資格取得見込み)の方を含みます。
 ※1次試験では活字印刷による筆記試験、2次試験および3次試験は口述による試験を行います。配慮が必要な方は申し込み前にご相談ください。
 ※採用された場合、自力による通勤および介助者なしの職務遂行となります。また、勤務時間は原則として週38時間45分(1日7時間45分)です。